

「プラチナえるぼし」認定通知書交付式を行いました！

「えるぼし」認定は、行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されます。

「プラチナえるぼし」認定は、「えるぼし」認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されます。

【令和5年度・第1回】

令和5年4月7日（金）、千葉労働局にて、女性活躍推進法に基づく基準適合認定一般事業主（プラチナえるぼし）認定通知書を交付しました。

【認定企業】

◎イオンモール株式会社（代表取締役 岩村 康次）

県内3社目の
プラチナえるぼし認定

令和5年3月13日認定



※写真撮影時のみマスクを外しました。

写真右から イオンモール株式会社 常務取締役 管理担当 岡本 正彦 様
千葉労働局長 岩野 剛

